

津山市城西地区 避難所運営マニュアル（案）

令和2年1月

城西まちづくり協議会

2019. 7. 16 会議資料

第1章 避難所について

避難所運営での約束

津山市災害対策本部の役割

避難所の開設から閉鎖までの流れ

初動期(災害発生当日)の対応

- 1 安否確認 (見守り台帳・世帯票)
- 2 避難所となる施設の建物や設備の安全確認
- 3 施設管理者との打ち合わせ
- 4 避難所運営のための管理施設等の指定
- 5 避難者の受入れ準備
- 6 避難者の受付
- 7 避難者の組分け (町内別・町内外)
- 8 在宅避難者等支援(避難所以外の場所に滞在する人々に物資や
情報を届けるなど)
- 9 津山市災害対策各地区本部への連絡
- 10 情報収集・伝達手段の確保
- 11 備蓄している水や食料、物資の確認・配給
- 12 安全・防犯対策

展開期(2日目～1週間程度)

- 13 避難所など運営のための業務
- 14 町内の代表者の決定と役割
- 15 避難所運営委員会の設置
- 16 各運営班の設置
- 17 役割の明示 (各班別業務)

安定期(1週間目～3週間程度)

- 18 避難所運営業務の継続 (安定期)
- 19 集約・統合・閉鎖の準備

撤収期(ライフライン回復時)

- 20 避難所の統合・閉鎖に向けた準備
- 21 統合・閉鎖に向けた説明会の開催協力
- 22 避難所の閉鎖準備
- 23 避難所の閉鎖

第2章 各運営班の業務編

①事務局

運営全般

事務処理

受付対応

②本部

統括

指示

対応（市対策本部・ボランティア・マスコミ・避難者・外部問い合わせ
処理

連絡（掲示板・

③炊き出し給水班

非常食・避難用品確認整備

炊き出し・配給

給水車

④防災防火班

避難所設置

防災マップ管理・活用

防災資料・資材保有

災害状況確認

⑤避難誘導班

避難所設置

災害弱者の避難対策

避難誘導

⑥救出救護班

救護所設置

負傷者救出・救護

医療機関との連携

⑦防犯活動班

防犯活動（パトロール・声掛け・啓発）

【考えられる業務】

本部・事務局の対応

入所の手続き・退所の手続き
落とし物対応
苦情・相談・要望対応
宅配・郵便
支援の受入れ
配置図の作成
計画作成
配置転換・移動
避難所運営日誌の作成
避難所ルールの見直し【安定期】
各種イベントの企画・実施【安定期】
名簿作成・管理
避難者の把握
安否確認への対応
電話対応
来客対応
情報収集（必要な機器の確保）
情報提供・伝達（必要な機器の確保）
情報伝達に配慮が必要な人への対応検討
各種支援窓口の設置調整【安定期～】

食料・物資の対応

事前確認・調達・配給に必要な場所の確保・受取

保健・衛生の対応

トイレ・ごみ・生活用水・衛生管理・手洗い・食器・洗面道具・清掃・洗濯・風呂
健康管理・医療救護・こころのケア対策
ペット・飼い主
要配慮者支援への対応・情報把握・相談コーナーの設置・定期巡回・情報の共有と提供
要配慮者が使用する場所などの運用・個別対応・女性や子どもへの暴力防止対策
福祉避難所や医療機関との連携・専門家の派遣

施設管理の対応

施設や設備の点検と対応・運営で使う部屋などの指定と禁止表示・生活場所の整理
プライバシーの確保・照明（消灯）・飲酒・喫煙・見回り・夜間の当直・防火対策・防犯対策

屋外支援の対応

駐車場・情報把握・組織づくり・避難所以外の場所に滞在する人々に物資や情報を届けるため手段
食料・物資の配給・情報の提供・配慮が必要な人への対応
ボランティア班の業務

第3章 資料編(様式集)

1 受付表

2 世帯票

3 利用者名簿

4 避難者振り分け表

5 避難所運営に使う場所とレイアウト

6 避難所生活で配慮が必要な人への具体的な対応方法

要介護度の高い人

自力での歩行が困難な人

内部障がいのある人

難病の人

アレルギーのある人

目の見えない人(見えにくい人)

耳の聞こえない人(聞こえにくい人)

身体障がい者・補助犬を連れた人

知的障がいのある人

発達障がい(自閉症など)のある人

精神疾患のある人

妊産婦

乳幼児・子ども

女性

外国人

文化・宗教上の理由で食べられないものがある人

けがや病気の人

車やテントでの生活を希望する人

避難所以外の場所に滞在する被災者

帰宅困難者

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの

地区以外の人

その他

7 災害時のトイレ対策

8 こころのケア対策